

資格取得支援事業補助金のご案内

市では、市民が資格等を取得することへの支援について定め、職業能力の向上並びに就労機会の拡大を支援し、市内の雇用創出及び産業振興に寄与することを目的とし「陸前高田市資格取得支援事業補助金」を創設しました。

対象者等は下記のとおりですので、本制度を活用される場合は、申請手続きをお願いします。

1 対象者

以下の各号のいずれにも該当する者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 満18歳以上の者（学校等に在学中の者を除く）
- (3) 納期の到来した市税等に未納がない者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、別表に定める要件を満たす者

※補助金の額は1会計年度ごとに1人につき15,000円が限度となります。

2 対象資格

裏面の別表参照

3 対象経費等

資格取得に要する受講料（テキスト代を含む）等の経費

4 受付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 申請方法

資格等を取得した日の翌日から6か月以内に下記の書類を提出してください。

- (1) 陸前高田市資格取得支援事業補助金交付申請書（要綱様式第1号）
- (2) 市税等納付（納入）状況確認承諾書（要綱様式第2号）
- (3) 免許証等、現住所を証明できる書類
- (4) 修了証等、資格を取得したことがわかる書類
- (5) 領収証等、資格取得にかかる費用がわかる書類
- (6) 求職申込状況確認票（技能講習の場合のみ）
- (7) 保険証等、勤務先を確認できるもの（介護職員初任者研修、介護職員実務者研修の場合のみ）
- (8) その他市長が必要と認める書類

6 お問い合わせ

・商工交流部商工観光課商ブランド係 TEL54-2111（内線 422）

別表

項目	補助対象者	補助対象資格等	補助率	上限
技能講習	公共職業安定所に求職申込みを行っている者	小型移動式クレーン運転	1/2	15,000円
		フォークリフト運転		
		車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転		
		車両系建設機械（解体用）運転		
		不整地運搬車運転		
		高所作業車運転		
		玉掛け		
		ガス溶接		
		ショベルローダー等運転		
		地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習		
		石綿作業主任者技能講習		
職業訓練指導員		職業能力開発促進法で定める職業訓練指導員	10/10	
介護職員初任者研修 介護職員実務者研修	市内の介護事業所に勤務する者	介護保険法施行規則で定める介護職員初任者研修過程 社会福祉士及び介護福祉法に規定する介護福祉士試験を受けるために必要な介護職員実務者研修過程	1/2	